

教育長定例記者会見 会見録

日時：令和4年3月25日（金） 16時30分～

場所：教育委員室

発表項目

- ・ 職員の懲戒処分について

発表項目

○職員の懲戒処分について

本日、職員の懲戒処分を行いました。

学校教育に対する県民の皆様の信頼を著しく損なうものであり、深くお詫び申し上げます。本日付の処分ですけれども、3件で、3人の処分を行いました。処分内容については、いずれも免職であります。事案の概要につきましては、後程、教職員課長から説明をいたします。1件目は県立白子高等学校教諭男性40歳です。2件目が、県立特別支援学校西日野にじ学園講師男性43歳です。3件目が四日市市の公立中学校教諭男性38歳でございます。

今後ですけれども、県立学校におきましては、全ての教職員にこうした事案の内容を周知いたしますとともに、年度当初の職員会議におきまして、これらの事案が、被害者の方に与える影響の重大さ、それからわいせつ行為に繋がる恐れがある児童生徒への関わり方などについて、校長から教職員に徹底をいたします。また、校長と教職員の期首面談におきまして、校長は、教職員一人ひとりが不祥事根絶に取り組むことを意識して実践しているか、公務内外を問わず、自らの行動が、家族あるいは大切な人に説明できるものとなっているかを確認するなど、再発防止について徹底をいたします。

これらに加えて、県教育委員会におきましても、盗撮などのわいせつ行為に至る背景、あるいは心情の変化、それから、きっかけなどについて、本県での過去の事案でありますとか、他府県の事案について分析をして、5月の県立学校長会議において共有をしたいというふうに考えております。

全ての教職員が自分事として認識するよう、各県立学校においてコンプライアンス・ミーティングを実施しておりますが、その題材として取り上げて、服務規律の確保を徹底いたします。

市町教育委員会に対しましても、今回の事案、それから、県立学校における取組を共有し、小中学校においても主体的に不祥事の根絶に取り組むことを働きかけて参ります。

引き続き、教職員課長の方から事案の概要について説明をさせていただきます。

(教職員課長)

説明させていただきます。記者発表資料の2の概要をご覧ください。この概要に沿って、事案の内容について補足説明させていただきます。

1件目の県立白子高等学校教諭による盗撮行為の事案について補足いたします。処分内容は免職ということで、令和4年1月8日、教諭は東員町のショッピングセンターの試着室コーナーにおいて、試着室内で着替える女性に対し2回盗撮を行いました。1回目は午後2時半頃、2回目は午後3時頃、手に持ったスマートフォンをカーテンの下から試着室内に差し向けて、それぞれ10秒程度動画を撮影したということです。いずれも試着室内で着替えている女性の様子が気になり、自らの欲求を抑えることができず、盗撮を行ったとのことでした。2回目の午後3時頃の盗撮の際、被害女性から呼び止められ、駆けつけた警察官から事情聴取を受け、盗撮の事実を認めました。なお、逮捕はされておられません。教諭は、平成30年3月頃から、鈴鹿市や四日市市内のショッピングセンターにおいて、買い物中の女性に対し背後からスカート内にスマートフォンを差し向け、10回程度盗撮を行っていました。後日、当該教諭から校長に、盗撮を行い警察から事情聴取を受けたことについて報告があったことからこのことが発覚しました。1月8日、警察による事情聴取の中で、午後2時30分頃の盗撮データがクラウドサービス上に保存されていることが確認されましたが、それ以外のデータはすでに消去されているとのことで、インターネットへの投稿や他人への譲渡等を行っていないとのことでした。教諭は、生徒への盗撮や他のわいせつ行為は行っていないとのことでした。また、校長による教頭や周囲の教員への確認においても、教諭の不審な行動は見受けられなかったとのことでした。なお、教諭は1月18日から病気休暇を取得しています。

続いて2件目の県立特別支援学校西日野にじ学園講師による盗撮行為の事案です。処分内容は免職です。令和4年2月26日午後8時30分頃、大阪市内のコンビニエンスストアにおいて、買い物中の女性に対し手に持ったスマートフォンを女性のスカート内に差し向け、5秒程度動画を撮影しました。講師の行為を目撃した男性客から声をかけられ、講師は店外に逃げ出しましたが、午後8時40分頃、通行人の男性に取り押さえられ、現行犯逮捕、私人逮捕されました。なおこの件は、2月28日に曾根崎警察署から報道発表されたものです。講師は、令和2年12月頃、家族のことで抱えたストレスを発散するため、津市内の店舗で買い物中の女性のスカート内を盗撮して以来、これまでに同店舗以外にも、東京や大阪、名古屋に旅行に出かけた際、スーパーマーケットやコンビニエンスストア等で買い物中の女性に対し、50回程度盗撮を行っていました。盗撮すると、スリルや達成感を味わうことができ、日頃から私生活や仕事上で抱えるストレスを発散するために盗撮を繰り返していたとのことでした。スマートフォンに50個程度の盗撮データを保存していましたが、警察官立会いのもと、すべてのデータを消去したとのことで、インターネットへの投稿や他人への譲渡等を行っていないとのことでした。講師は、生徒への盗撮や他のわいせつ行為は行っていないとのことでした。また、校長による教頭や周囲の教員への確認においても、講師の不

審な行動は見受けられなかったとのことです。なお、講師は3月1日から病気休暇を取得しています。

最後に、3件目の四日市市の公立中学校教諭による元生徒に対するわいせつ行為の事案です。処分内容は免職です。事案については、資料にありますように、平成29年度から平成30年度まで元生徒に対してわいせつ行為を行い、このことが令和4年になって発覚したため、本日懲戒免職処分を行いました。元生徒は、令和3年秋頃、当時のことを思い出すと精神的に不安定な状況に陥るようになったとのことです。元生徒は気持ちの整理ができるよう教諭の処分を求めるとしましたが、内容が公表されるとさらに精神的に不安定な状況となる恐れがあり、自分が特定される恐れがあること、行為の内容や行為が行われた場所などについては公表しないよう強い要望を受けております。こうしたことから、元生徒に関する事案内容に関する公表は控えさせていただきます。このため、被害者保護の観点から、最大限公表できる内容が資料提供の内容となります。令和4年1月初旬、四日市市教育委員会に、元生徒から、わいせつな行為を受けたため教諭の処分を求める旨の内容が記載された文書が届き事案が発覚しました。文書に記載されている行為について教諭に確認を行ったところ、事実を認めました。なお、教諭は1月24日から病気休暇を取得しています。

私からの補足説明は以上です。

発表項目に関する質疑

○職員の懲戒処分について

(質) 細かい質問はともかくとして、同時にわいせつ事案が3人も、それも最も処分の重い懲戒免職ということになりました。冒頭にも著しく信頼を損ねたと発言ありましたけれども、かなり重大な事案だと思いますけれども、改めていかが受け止められていますか。

(答) 盗撮、わいせつ行為という事案の内容、それから免職という処分でございます。大変厳しい状況にあるというふうに認識をしております。大変重く受けとめております。現在、年度が変わるという段階であり、学校の体制も変わるということになりますので、この機会をしっかりと捉えて、服務規律の確保についてしっかりと徹底をしていくということになります。

(質) 細かいところなんですけれども、1人目の白子高校の方ですが、これ10回程度の過去のものも含めると、10回以上っていうふうにしてもいいんですか。全体としては。

(答 教職員課長) 本人に聞き取りを行ったんですが、はっきりと何回行ったかっていうところまではわからないんですけども、10回程度はやりましたということで聞き取りができましたので、このように10回程度と書かせていただいております。

(質) 2人目の方で、特別支援学校の方は逮捕された後のその後の刑事処分については、どういう状況でしょうか。

- (答 教職員課長) 刑事処分についてはまだと聞いております。
- (質) 起訴もされてないし、不起訴ともなっていないということですか。
- (答 教職員課長) そうですね。
- (質) あと3人目の方で、四日市市の公立中学校っていうのは、あんまり仕組みが分かっているんですけど、市立だったり県立の可能性もあるということですかね。
- (答 教職員課長) 中学校ですので、市町立ということになります。
- (質) これ元生徒の方のプライバシーの関係も非常に分かるんですが、以前勤めていた中学校の方ということになるんですかね。
- (答 教職員課長) そうですね。
- (質) 言い方なんですけど、教え子というような言い方でも大丈夫なんですかね。教えていたこともある子という。
- (答 教職員課長) 同じ学校だった生徒ということですよ。
- (質) この元生徒の元というのは、以前勤めていた中学校の、という部分にかかっているのか、もう中学を卒業されてるから元っていうふうに言っているのか、そこはどういう。
- (答 教職員課長) 学校で、この者と元生徒が一緒だったということで、そういう行為になったのが在学中じゃなくてということで、元生徒と。
- (質) 中学をもう卒業された後に、以前勤めていた中学校を卒業した元生徒だった方ということなんですかね。
- (答 教職員課長) はい。
- (質) わかりました。あとこの平成29年度から30年度という表現ですが、これ2017年4月から2019年3月までというふうなことになるんですかね。
- (答 教職員課長) そういうご理解で結構かと思います。
- (質) わかりました。3件目のわいせつ行為って複数回って言っても大丈夫ですか。
- (答 教職員課長) そのわいせつ行為の内容になりますと、そこは明かさなくてくれということで、強い要望がありますので、すみません。
- (質) 3件目って被害者の方の教育委員会への文書がなかったら、その前に学校内で気づいてるとかそういう、何にも問題になってなかったんですか。
- (答 教職員課長) そうですね。
- (質) それ発覚したのがいつ。令和4年でしたよね。
- (答 教職員課長) そうですね。
- (質) 何月とかがって言えます。
- (答 教職員課長) 令和4年の1月初旬です。
- (質) この3件目に関しては、当時この方が、先生が勤務していたところの卒業生っていう理解になるんですかね。
- (答 教職員課長) そうですね。
- (質) 在籍中じゃないんですよ。

- (答 教職員課長) 在籍中ではありません。
- (質) その卒業生の子は、わいせつな行為をされた時は未成年だったんですか。
- (答 教職員課長) そこについても、ちょっと年齢が特定されることになってしまいますので、お答えできないかと思います。
- (質) 確認だけど、在校生の時にされたんじゃないかと、卒業してからそういうことはされたってことですか。
- (答 教職員課長) そのとおりです。
- (質) 2番目の西日野の件なんですけれども、50回程度の盗撮というのが分かったのは、警察の調べでわかったのか県教委の聞き取りで分かったのか、どちらでしょうか。
- (答 教職員課長) これについては、警察が本人と確認をされて画像等が残っていたということで、50回程度と書かせていただいております。
- (質) 白子高校の教諭の事案は、どういった経緯で発覚した。
- (答 教職員課長) これは本人から校長先生に報告があったというものです。
- (質) 教員というのはこの本人からですね。
- (答 教職員課長) 本人からです。
- (質) 本人は、その何を受けて報告したかっていうところを聞いてますか。
- (答 教職員課長) 1月8日の行為をもとに警察に任意同行されて、後日報告を校長先生にしたというものです。
- (質) それってでも報告義務あるでしょう。もともとその警察沙汰になったりとかって。一応内規等でそういうふうになってるでしょ、交通事故とかも含めて。
- (答 教職員課長) そうですね。
- (質) これもだから、その報告義務の規則に従って報告したんじゃないの。
- (答 教職員課長) そういうことですね。
- (質) そういうことやんな。
- (質) 任意同行をされたということは、それは誰が、店が通報した。本人が。
- (答 教職員課長) 通報者までは確認できてないんですけれども、女性に呼び止められた時に、警備員がまず来ました。それで、警備員が通報したんだと思うんですけど、そこへ警察官が駆けつけたということです。
- (質) 細かいことで恐縮なんですけども、3番目の期間、29年度から平成30年度のところなんですけれど、これ、平成30年までと言うと間違いになりますか。というのは31年の1月から3月も含んでいますか。
- (答 教職員課長) そうですね、30年度の3月までっていうことですので。
- (質) わかりました。
- (質) 3人目なんですけれども、これ、この教諭は何かこういう行為に及んだというところについて、本人の言葉、供述みたいところで何か言っていたりはするんでしょうか。
- (答 教職員課長) なかなかちょっと被害者の方が精神的にご負担があるということもあ

って、あまり内容まではお話ができないところなんです。

(質) わかりました。

(質) それぞれですね、(1)、(2)、(3)、動機面を教えてくださいでもいいですか。

(答 教職員課長) 1番の方は、もともと盗撮に興味があって、それがスマートフォンを持つようになってからそういうような行為に至ったということでございます。それから、2番目の方は、プライベートでストレスがあって、それをきっかけとして1回やったところ、スリルだとか達成感というのがあったので、その後ストレス解消に50回もやるようになったということです。3番目については、ちょっと内容についてはなかなか。もともと相談に乗っていたということなんですけれども、途中から恋愛感情を持って、接しているうちにそういうことになったと。

(質) いずれも、3人とも認めていて、当然ながら反省の弁は述べているわけですね。

(答 教職員課長) はい。そうですね。

(質) またちょっと細かいんですが、(1)の方は警察から事情聴取を受けていて、逮捕もされていなければ、まだ処分も出ていないですか。

(答 教職員課長) そうですね。

(質) 起訴されたりとか、そういうのもない。

(答 教職員課長) はい。

(質) (2)の方は、通行人の男性が現行犯逮捕した、まあ私人逮捕ですが、まだこれも処分は出ていないんですかね。

(答 教職員課長) 処分はまだ出ていないということです。

(質) (3)は逮捕されているんですか。

(答 教職員課長) これについては特に逮捕されたとかそういうのはございません。

(質) 最後にですね、免職なんですけれども、今年度はこの3人のみですか。

(答) そうですね。

(質) ただ懲戒処分については、今年中では7件あったと。

(答 教職員課長) はい、7件です。これを含めて7件。

(質) 3番目の事例なんですけれど、以前勤めていた中学校というのは同じ四日市市ということですか。それとも県内の別の市町ですか。

(答 教職員課) それについても被害者を特定する恐れがありますので答えられないです。

(質) 県内の学校という言い方でいいですか。

(答 教職員課長) そうですね、それは県内ですね。

(質) 県内の別の中学校に勤務している時。

(答 教職員課長) そうですね。

(質) 文書の送付先は四日市市教委でいいですか。

(答 教職員課長) 四日市市教委ですね。

(質) 四日市市から県の方に報告があったということですか。

- (答 教職員課長) そうですね。
- (質) 3件目のケースなんですけれども、複数回かどうかは言えないってことだったんですけど、2年にわたってとは言えるってことなんですか。
- (答 教職員課長) そうですね。
- (質) つまり複数回ないと2年にはならないと思うんですけど、そういうことですか。期間でいえば2年間あったと。
- (答 教職員課長) わいせつ行為が続いていたと。
- (質) 最初から煙幕を張られると困るんだけど、3件目って、被害にあわれた方が在校生の時から被害にあってて、それが卒業生になってもまだそういう被害にあったんで、教育委員会に文書を送ったってことではない。
- (答 教職員課長) そうではないです。
- (質) 全く卒業してからの話ってことですか。
- (答 教職員課長) はい。
- (質) じゃあ、校長に文句言えないな。
- (質) 3件目は、当該教諭は連絡先を何かで交換していて、LINEなのかメールなのかわからないんですけれども、やりとりをしてたってことでいいんですか。
- (答 教職員課長) そうですね。
- (質) それは何で、LINEですか。
- (答 教職員課長) 携帯電話等で連絡をしていたと。
- (質) 被害者の在学時に連絡先を交換していたってことでいいんでしょうか。卒業してからだと連絡先の交換は難しいと思うんですけど。
- (答 教職員課長) 卒業してから連絡を取り合ったと。
- (質) 交換したのはいつかはわかりませんか。
- (答 教職員課長) 卒業後と聞いております。
- (質) 卒業後に交換して、そこから連絡先を取り合ったと。
- (質) どうせクラス会か何かなんやろ。
- (答 教職員課長) ちょっとそこは。
- (質) 1人目ですけど、任意同行と言ってましたよね。それは、いなべ署に任意同行されたと。
- (答 教職員課) はい。
- (質) 懲戒免職は今年度この3人が全てっておっしゃいましたよね。
- (答 教職員課長) そうですね。
- (質) 懲戒処分が7件というのはわいせつ関係だけじゃなく、全体で今年度7件で、これで終わりってことで大丈夫ですか。
- (質) かつて1年に3件免職した年ってある。
- (答 教職員課) 昨年度も4件。

(質) 昨年度は4件やりましたか、そうでしたか。免職やで。

(答 教職員課) はい。

(質) もう通達は出したんですか。また出すんですか。

(答) 本日出します。

(質) それは小中高、全部。

(答) まず県立は県立学校長あてに出します。それから小中に関しては、市町教育委員会教育長あてに出して、そこからすぐに小中校長に通知が行くように要請します。

(質) その文書はもらえるんですか。

(答) はい、提供させていただきます。

(質) 西日野にじ学園の講師の方、常勤の講師ですか、それとも非常勤。

(答 教職員課) 常勤講師です。

(質) 毎日学校に行っている人。

(答 教職員課) はい。

以上、17時00分終了